

地方財政の充実・強化を求める意見書

我が国経済・雇用情勢は、復興需要等を背景に緩やかな回復傾向にあるものの、欧州債務危機の再燃不安から円高が加速し、景気後退と雇用への影響が懸念されるところである。

このような中で、地方自治体においては、地域経済と雇用対策の強化が求められるとともに、子育てサービスや医療・介護・福祉の充実、農林水産業の振興、新エネルギーの普及などの環境対策等の分野で果たす役割が高まっており、そのための安定した財源の確保が重要となっている。

平成24年度地方財政対策においては、平成23年度と同水準の地方一般財源の総額が確保されたものの、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増高や国の経済対策等に呼応して公共投資等を実施してきた結果、借入金残高が累増し、公債費が高い水準で推移すること等により、地方自治体は厳しい財政運営を迫られている。このため国の平成25年度予算の編成にあたっては、財政基盤の脆弱な地域の実情に十分配慮するとともに、増大する地方の行政需要に対応した予算措置が必要である。

よって、政府におかれては、平成25年度の地方財政計画の策定にあたっては、次のとおり措置されるよう強く要請する。

記

- 1 東日本大震災の被災自治体に対する復旧・復興費については、国の責任において財源を確保し、自治体全体の財政に支障が出ることがないように十分な措置を講じること。
- 2 地域経済と雇用対策の強化、子育て及び医療・介護・福祉の充実、農林水産業の振興、新エネルギーの普及などの環境対策等、今後増大する行政需要を的確に取り入れるとともに、過疎地域や離島の条件不利地域及び自主財源に乏しい地域に最大限配慮すること。
- 3 地方財源の充実・確保に向けて、地方交付税の法定率引上げ、税源移譲の促進、地方消費税の拡充、国の直轄事業負担金改革による適切な財政措置など、抜本的な対策を講じるとともに、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能を強化すること。
- 4 地方自治体は、国に先んじて職員定数の削減や独自の給与削減などに取り組んできており、国の財源確保のための国家公務員の給与削減措置に準じる形で、地方公務員の給与引き下げを前提とした地方交付税及び義務教育費国庫負担金の削減等を行わないこと。
- 5 国の経済対策による基金事業について恒常的に取り組むべきものや、既存の国庫補助事業の振替・拡充として創設されたものについては、基金終了後も引き続き事業が実施できるよう必要な財源措置を講じること。
- 6 国の制度創設や改正に際しては、国の予算計上の都合による一方的な地方負担の創設や国庫補助率の引き下げなど、地方への負担転嫁を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月18日

鹿児島県議会議長 金子 万寿夫

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 殿
財務大臣
国家戦略担当大臣
内閣官房長官